

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 条 例

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例	第3号	(総務部総務課)	6
○公の施設の使用料等の改定に関する条例	第4号	(財政課)	8
○展示会産業振興基金条例	第5号	(地域政策課)	22
○森林環境譲与税基金条例	第6号	(林務課)	23
○愛知県局設置条例	第7号	(総務部総務課)	23
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第8号	(財政課)	30
○愛知県県税条例等の一部を改正する条例	第9号	(税務課)	34
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第10号	(人事課)	35
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(同)	35
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	第12号	(同)	36
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第13号	(同)	37
○職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	第14号	(同)	37
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第15号	(同)	37
○愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例	第16号	(地域政策課)	38
○大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例	第17号	(水大気環境課)	42
○県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	第18号	(同)	42
○医療法施行条例の一部を改正する条例	第19号	(医療福祉計画課)	43
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第20号	(地域福祉課)	43
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	第21号	(同)	45
○子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例	第22号	(子育て支援課)	45
○愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例	第23号	(障害福祉課)	46
○愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	46
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第25号	(国民健康保険課)	46
○愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例	第26号	(医務課)	47
○中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	第27号	(中小企業金融課)	48
○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例	第28号	(産業立地通商課)	48
○愛知県労働者福祉施設条例の一部を改正する条例	第29号	(産業人材育成課)	48
○愛知県レクリエーション施設条例の一部を改正する条例	第30号	(林務課)	49
○愛知県入港料条例の一部を改正する条例	第31号	(港湾課)	50
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第32号	(教職員課)	50

**本号で公布された条例のあらまし**

## ◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（条例第3号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の職務権限のうち、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を知事が管理し、及び執行することとした。
- 2 1に伴い、次の条例を次のように改正することとした。
  - (1) 愛知県スポーツ推進審議会条例  
愛知県スポーツ推進審議会の委員の任命を知事（改正前：教育委員会）が行うこととする等
  - (2) 愛知県体育施設及び社会教育施設条例  
条例の題名を「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例」に改めるとともに、愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論議運動公園及び愛知県総合射撃場の管理運営を教育委員会から知事に移管する。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇公の施設の使用料等の改定に関する条例（条例第4号）

- 1 消費税及び地方消費税の課税対象となる次の手数料、使用料等の額を、一部を除き、引き上げることとした。
  - (1) 愛知県手数料条例関係  
保健衛生事務に係る手数料  
精神保健福祉事務に係る手数料  
病院診療所事務に係る手数料  
鉱工業分析等事務に係る手数料  
家畜衛生事務に係る手数料  
家畜受精卵採取等事務に係る手数料
  - (2) 行政財産の特別使用に係る使用料条例関係  
行政財産の特別使用に係る使用料
  - (3) 愛知県奥三河総合センター条例関係  
愛知県奥三河総合センターの利用に係る使用料
  - (4) 愛知県名古屋飛行場条例関係  
愛知県名古屋飛行場の利用に係る使用料
  - (5) 愛知県観光施設条例関係  
犬山国際ユースホステルの利用に係る使用料
  - (6) 愛知県女性総合センター条例関係  
愛知県女性総合センターの利用に係る使用料
  - (7) 愛知県陶磁美術館条例関係  
愛知県陶磁美術館の利用に係る使用料
  - (8) 愛知県芸術文化センター条例関係  
愛知県芸術文化センターの利用に係る使用料
  - (9) 愛知県医療療育センター条例関係  
愛知県医療療育総合センター、愛知県青い鳥医療療育センター及び愛知県三河青い鳥医療療育センターの利用に係る使用料
  - (10) あいち健康の森健康科学総合センター条例関係  
あいち健康の森健康科学総合センターの利用に係る使用料
  - (11) 愛知県産業労働センター条例関係  
愛知県産業労働センターの利用に係る使用料
  - (12) 愛知県技術開発交流センター条例関係  
愛知県技術開発交流センターの利用に係る使用料
  - (13) 愛知県レクリエーション施設条例関係  
愛知県森林公園及び愛知県民の森の利用に係る使用料
  - (14) あいち海上の森条例関係  
あいち海上の森センターの利用に係る使用料
  - (15) 愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例関係  
国土交通省所管の公共用財産の使用及び収益に係る使用料
  - (16) 愛知県都市公園条例関係  
熱田神宮公園、尾張広域緑道、新城総合公園、あいち健康の森公園及び愛・地球博記念公園の公園施

設の利用並びに都市公園の公園施設の設置、管理、占用及び目的外の使用に係る使用料

- (17) 愛知県道路占用料条例関係  
道路の占用料
  - (18) 愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例関係  
愛知県豊橋駅西地下駐車場の定期駐車に係る駐車料金
  - (19) 愛知県流水占用料等徴収条例関係  
流水占用料並びに河川区域に係る土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料
  - (20) 愛知県海岸占用料等徴収条例関係  
海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料及び土石採取料
  - (21) 愛知県港湾管理条例関係  
港湾施設の利用及び港湾施設における工作物その他の設備の設置に係る使用料
  - (22) 愛知県漁港管理条例関係  
漁港施設の利用及び占用に係る使用料
  - (23) 愛知県入港料条例関係  
内航船舶の入港料
  - (24) 愛知県港湾占用料等徴収条例関係  
港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料及び土砂採取料
  - (25) 愛知県漁港土砂採取料等徴収条例関係  
漁港の区域内の水域及び公共空地に係る土砂採取料及び占用料
  - (26) 愛知県公営企業の設置等に関する条例関係  
水道料金及び工業用水道料金
  - (27) 愛知県病院事業の設置等に関する条例関係  
愛知県がんセンターの病院、愛知県精神医療センター及びあいち小児保健医療総合センターの利用に係る使用料並びに文書の交付等に係る手数料
  - (28) 愛知県体育施設及び社会教育施設条例関係  
愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論義運動公園、愛知県総合射撃場、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家の利用に係る使用料
- 2 この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、3及び5については、公布の日から施行することとした。
- 3 平成31年10月1日前に同日以後の公の施設の利用の許可を受けた者（4に規定する者を除く。）からは、改正後の額の使用料（1(3)、(4)、(6)から(8)まで、(10)から(14)まで、(16)、(21)、(22)及び(28)に限る。）を徴収することができることとした。
- 4 この条例の公布の日前に平成31年10月1日以後の公の施設の利用の許可を受けた者に係る使用料（1(6)から(8)まで、(10)、(11)、(13)及び(28)に限る。）の額については、なお従前の例によることとした。
- 5 平成31年10月1日前に同日以後の愛知県豊橋駅西地下駐車場の定期駐車に係る駐車料金を徴収する場合には、改正後の額の駐車料金を徴収することができることとした。
- 6 平成31年10月1日前から継続して給水を受けている者に係る同月分の水道料金については、なお従前の例によることとした。

◇展示会産業振興基金条例（条例第5号）

- 1 展示会産業の振興に必要な財源を確保するため、展示会産業振興基金を設けることとした。
- 2 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。
- 3 その他基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇森林環境譲与税基金条例（条例第6号）

- 1 森林の整備及びその促進に関する施策に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税基金を設けることとした。
- 2 基金として積み立てる金額は、譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。
- 3 その他基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇愛知県部局設置条例（条例第7号）

- 1 愛知県部局設置条例を全部改正して、条例の題名を「愛知県部局設置条例」に改めるとともに、知事の権限に属する事務を分掌する組織を局に再編することとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 新たに興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料始め3手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 介護支援専門員実務研修受講試験手数料始め3手数料の額を改定することとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、同年6月1日又は事務の根拠となる法律の施行の日から施行することとした。

## ◇愛知県県税条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、新車新規登録年度及びその翌年度から5年度分の自動車税（平成31年10月以降は自動車税の種別割）を免除する特例措置の適用期間を2年間延長することとした。
- 2 家屋の床面積が大きいこと等により、納税地を管轄する県税事務所において家屋の取得に対する不動産取得税の賦課徴収に関する調査の事務を行うことが困難であると知事が認めるときは、愛知県名古屋北部県税事務所の徴税吏員が当該事務を行うことができることとした。
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

## ◇愛知県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 知事の事務部局の職員等の定数を変更することとした。
- 2 第20回アジア競技大会の開催に必要な職員の定数を定めることとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 初任給調整手当について、次のように改定することとした。
  - (1) 支給対象に獣医学の専門的知識を必要とする職員を追加することとした。
  - (2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が著しく困難な職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 取締業務手当について、支給対象に麻薬取締員が司法警察員として捜査の業務に従事した場合を追加することとした。
- 2 深夜特殊業務等手当の限度額を引き上げることとした。
- 3 教員特殊業務手当について、週休日等に部活動指導の業務に従事した場合の支給額を引き下げることとした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 知事等の給与の一部を減額する特例措置の適用期間を平成32年3月31日まで延長することとした。
- 2 条例の題名を「知事等の給与の特例に関する条例」に改めることとした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## ◇愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 附属設備使用料の額を定めることとした。
- 2 愛知県国際展示場の開業前から準備行為として、開業後の利用に係る許可等及び利用料金の收受等を行

うことができることとした。

- 3 展示ホール及び会議室の利用の許可を行う単位を指定管理者が知事の承認を受けて定める等の単位とし、利用料金の基準額等を当該単位に応じた額とすることとした。
- 4 消費税及び地方消費税の課税対象となる使用料の額を、一部を除き、引き上げることとした。
- 5 平成31年10月1日以前に同日以後の利用の許可を受けた者からは、改正後の額の使用料を徴収することができることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4については平成31年10月1日から、5については愛知県国際展示場条例の施行の日から施行することとした。

◇大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 工業標準化法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。

◇県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、土壌汚染の拡散防止のための応急の措置等をしなければならない者に、土壌汚染状況調査が猶予されている土地の所有者等であって、その土地の形質の変更の届出をして土壌汚染状況調査を命ぜられた者を追加することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇医療法施行条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 民生委員法に基づき民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付する事務（民生委員協議会に関する費用にあっては、会長に係るものに限る。）等を瀬戸市始め37市町村に移譲することとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 民生委員の定数を変更することとした。
- 2 この条例は、平成31年12月1日から施行することとした。

◇子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 子育て支援対策基金の存続期限を平成33年6月30日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 事業者の定義等に関する規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 愛知県三河青い鳥医療療育センターの診療科目に皮膚科を追加することとした。
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 国民健康保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 地域医療確保修学資金の貸与を受けた者が、一定期間診療業務に従事することにより、その返還の債務が当然免除となる医療機関として知事が指定することができるものを追加することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 産業立地の促進のための不動産取得税の減額等の対象期間を平成34年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県労働者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 愛知県立一宮高等技術専門校、愛知県立窯業高等技術専門校及び愛知県立高浜高等技術専門校を廃止することとした。
- 2 高等技術専門校の受講料等の額を改定することとした。
- 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

◇愛知県レクリエーション施設条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 愛知県森林公園の多目的利用室の使用料の額を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

◇愛知県入港料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 液化天然ガスを燃料とする船舶及び海上において船舶にその燃料として液化天然ガスを供給するための設備を有する船舶に係る入港料について、平成31年4月1日から平成34年3月31日までその全額を免除する特例を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 義務教育学校が設置されることに伴い、次の条例の規定の整理を行うこととした。
  - (1) 職員の給与に関する条例
  - (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例
  - (3) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

## 条 例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(愛知県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

2 愛知県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「ほか、」の下に「知事又は」を加える。

第三条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

(愛知県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に愛知県スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日、前項の規定による改正後の愛知県スポーツ推進審議会条例第三条第二項の規定により愛知県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における前項の規定による改正前の愛知県スポーツ推進審議会条例第三条第三項の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

(愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正)

4 愛知県体育施設及び社会教育施設条例(昭和三十九年愛知県条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例

第一条中「体育の」を「スポーツの」に、「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第四条第一項中「教育委員会」を「知事(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家にあつては、教育委員会。以下「知事等」という。)」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第五条第四項各号及び第六条第一項中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第七条中「教育委員会規則」を「規則(愛知県野外教育センター、愛知県青年の家、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家にあつては、教育委員会規則。以下「規則等」という。)」に、「教育委員会の」を「知事等の」に改める。

第八条及び第九条中「教育委員会」を「知事等」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「教育委員会規則」を「規則等」に改める。

(愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に教育委員会が前項の規定による改正前の愛知県体育施設及び社会教育施設条例第九条の規定により愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論義運動公園又は愛知県総合射撃場の管理を行わせる団体として指定している団体は、それぞれ知事が同項の規定による改正後の愛知県スポーツ施設及び社会教育

施設条例第九条の規定により愛知県体育館、愛知県スポーツ会館、愛知県武道館、愛知県一宮総合運動場、愛知県口論義運動公園又は愛知県総合射撃場の管理を行わせる団体として指定した団体とみなす。

(公の施設の使用料等の改定に関する条例の一部改正)

6 公の施設の使用料等の改定に関する条例(平成三十一年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条(見出しを含む。)中「愛知県体育施設及び社会教育施設条例」を「愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例」に改める。

公の施設の使用料等の改定に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四号

公の施設の使用料等の改定に関する条例

(愛知県手数料条例の一部改正)

第一条 愛知県手数料条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第五保健衛生事務の項中「百分の百八」を「百分の百十」に、「三三三、三〇〇」を「三三六、六〇〇」に、「三三三、〇〇〇」を「三三三、六〇〇」に、「四〇、〇〇〇」を「四〇、七〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二一、〇〇〇」に、「五三、八〇〇」を「五四、七〇〇」に、「一一五、四〇〇」を「一一七、五〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「一一三、八〇〇」を「一一五、九〇〇」に、

五、四〇〇
-------

を 

五、五〇〇
-------

に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「二〇、〇〇〇」を「二〇、三〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「二八、六〇〇」を「二八、九〇〇」に、「八、四〇〇」を「八、五〇〇」に、「二〇、三〇〇」を「二〇、六〇〇」に、「一六〇、九〇〇」を「一六三、八〇〇」に、「二二、七〇〇」を「二二、一〇〇」に、「三五、三〇〇」を「三五、九〇〇」に、「三七、三〇〇」を「三七、九〇〇」に、「医療用具」を「医療機器」に、「七、二〇〇」を「七、三〇〇」に、「二二、四〇〇」を「二二、六〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一一、六〇〇」に、「三四、七〇〇」を「三五、一〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、「三四、六〇〇」を「三五、二〇〇」に、「五六、七〇〇」を「五七、七〇〇」に、「一四、一〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「一一、五〇〇」を「一一、七〇〇」に改め、同表精神保健福祉事務の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表病院診療所事務の項中「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改める。

別表第六鉱工業分析等事務の項中「一九、〇〇〇」を「一九、三〇〇」に、「四三、八〇〇」



を「四四、六〇〇」に、「二七、七〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二四、四〇〇」に、「四六、三〇〇」を「四七、一〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二五、一〇〇」に、「二六九、〇〇〇」を「二七二、一〇〇」に、「四四、五〇〇」を「四五、三〇〇」に

「五、六〇〇以内」を「五、七〇〇以内」に、「七四、一〇〇」を「七五、四〇〇」に、「五四、九〇〇」を「五五、九〇〇」に、「三五、六〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「三五、七〇〇」を「三五八、二〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に改める。

別表第七家畜衛生事務の項中「八、七〇〇」を「八、八〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に改め、同表家畜受精卵採取等事務の項中「二三、六〇〇」を「二四、〇〇〇」に改める。

(行政財産の特別使用に係る使用料条例の一部改正)

第二条 行政財産の特別使用に係る使用料条例(昭和三十九年愛知県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県奥三河総合センター条例の一部改正)

第三条 愛知県奥三河総合センター条例(昭和四十七年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二講堂使用料の項中「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に、「一九、二〇〇」を「一九、五〇〇」に改める。

(愛知県名古屋飛行場条例の一部改正)

第四条 愛知県名古屋飛行場条例(平成十六年愛知県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号から第三号までの規定中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二会議室使用料の項中「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に改め、同表ビジネス航空専用施設使用料の項中「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に改め、同表機室使用料の項中「四九、五〇〇」を「五〇、四〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に改め、同表駐車場使用料の項中「二五、〇〇〇」を「二五、二〇〇」に、「七、五〇〇」を「七、六〇〇」に、「三、七五〇」を「三、八〇〇」に改める。

(愛知県観光施設条例の一部改正)

第五条 愛知県観光施設条例(昭和三十九年愛知県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二犬山国際ユースホテルの項中「五、三〇〇」を「五、四〇〇」に、「二、一〇〇」を「二、一四〇」に、「二、四〇〇」を「二、四三〇」に、「二、九〇〇」を「二、九六〇」に

一室一回につき	三、八〇〇
---------	-------

を

一室一回につき	三、八七〇
---------	-------

に、「四、四〇〇」を「四、四九〇」に、

「一、八〇〇」を「一、八四〇」に、「一、五〇〇」を「一、五三〇」に、「三、二〇〇」を「三、二六〇」に改める。

(愛知県女性総合センター条例の一部改正)

第六条 愛知県女性総合センター条例(平成八年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表ホトル使用料の項中「二八、一〇〇」を「二八、六〇〇」に、「三七、六〇〇」を「三八、二〇〇」に、「九三、二〇〇」を「九四、九〇〇」に、「二二、四〇〇」を「二二、六〇〇」に、「四二、五〇〇」を「四三、二〇〇」に、「五六、八〇〇」を「五七、八〇〇」に、「一四〇、八〇〇」を「一四三、四〇〇」に、「一八、八〇〇」を「一九、一〇〇」に改め、同表会議室等使用料の項中「一八、九〇〇」を「一九、二〇〇」に、「三五、三〇〇」を「三五、七〇〇」に、「六二、九〇〇」を「六四、〇〇〇」に、「八、三〇〇」を「八、四〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一八、九〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に、「九四、〇〇〇」を「九五、

七〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、七〇〇」に、

「九、九〇〇」	「一〇、〇〇〇」
「一三、四〇〇」	「一三、六〇〇」
「一三、四〇〇」	「一三、六〇〇」

に

「三三、三〇〇」を「三三、九〇〇」に、「一五、一〇〇」を「一五、三〇〇」に、「二〇、一〇〇」を「二〇、四〇〇」に、「四九、九〇〇」を「五〇、八〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「八、九〇〇」を「九、〇〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、五〇〇」に、「六、二〇〇」を「六、三〇〇」に、「二五、七〇〇」を「二五、九〇〇」に、「七、〇〇〇」を「七、一〇〇」に、「九、四〇〇」を「九、五〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、一〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「二二、八〇〇」を「二四、〇〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二一、〇〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二二、七〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「二七、二〇〇」を「二七、五〇〇」に、「九、三〇〇」を「九、四〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、一〇〇」に、

「七、二〇〇」
「七、二〇〇」

を

「七、三〇〇」
「七、三〇〇」

に、「一八、〇〇〇」を「一八、三〇〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、二〇〇」に、

「五、八〇〇」	「五、九〇〇」
「七、八〇〇」	「七、九〇〇」
「七、八〇〇」	「七、九〇〇」

に、「一九、六〇〇」を「一九、九〇〇」に、「七、四〇〇」を「七、五〇〇」に改め、同表視聴覚室使用料の項中「五、七〇〇」を「五、八〇〇」

に「二四、二〇〇」を「二四、四〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、七〇〇」に、「二二、三〇〇」を「二二、六〇〇」に改め、同表実習室使用料の項中「五四〇〇」を「五、五〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「二〇、三〇〇」を「二〇、六〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、一〇〇」に、「二五、一〇〇」を「二五、三〇〇」に、「二一、四〇〇」を「二一、六〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「二六、七〇〇」を「二七、〇〇〇」に改め、同表附属設備使用料の項中「二二、三〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二四、一〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「五、九〇〇円」に改める。

(愛知県陶磁美術館条例の一部改正)

第七条 愛知県陶磁美術館条例(昭和五十三年愛知県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一陶芸展示室使用料の項中「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に改める。

(愛知芸術文化センター条例の一部改正)

第八条 愛知芸術文化センター条例(平成三年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県美術館の項中「二八、一〇〇」を「二八、四〇〇」に、「二八、九〇〇」を「二九、二〇〇」に、「二二、七〇〇」を「二二、九〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二二、一〇〇」に、「二九、七〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「二四、八〇〇」を「二五、〇〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二四、一〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に改め、同表愛知県芸術劇場の項中「二四八、五〇〇」を「二五一、二〇〇」に、「二六〇、八〇〇」を「二六五、六〇〇」に、「三七三、〇〇〇」を「三七九、九〇〇」に、「七〇四、五〇〇」を「七二七、五〇〇」に、「五四、一〇〇」を「五五、一〇〇」に、「二八五、七〇〇」を「二八九、一〇〇」に、「三三六、一〇〇」を「三三三、一〇〇」に、「四六六、五〇〇」を「四七五、一〇〇」に、「八八〇、六〇〇」を「八九六、九〇〇」に、「六七、五〇〇」を「六八、七〇〇」に、「二二二、三〇〇」を「二二五、三〇〇」に、「一九八、〇〇〇」を「二〇一、六〇〇」に、「二八二、七〇〇」を「二八七、九〇〇」に、「五三、四、九〇〇」を「五四四、八〇〇」に、「四一、一〇〇」を「四一、八〇〇」に、「二四一、七〇〇」を「二四四、三〇〇」に、「二四七、五〇〇」を「二五二、〇〇〇」に、「三五三、六〇〇」を「三六〇、一〇〇」に、「六六八、六〇〇」を「六八〇、九〇〇」に、「五一、三〇〇」を「五一、二〇〇」に、「一〇七、七〇〇」を「一〇九、六〇〇」に、「一八九、二〇〇」を「一九二、七〇〇」に、「二七〇、七〇〇」を「二七五、七〇〇」に、「五二一、九〇〇」を「五二

「一、三〇〇」に「三九、二〇〇」を「三九、九〇〇」に、「一三四、七〇〇」を「一三七、一〇〇」に、「一三六、五〇〇」を「一四〇、八〇〇」に、「一三八、四〇〇」を「一四四、六〇〇」に、「一三九、八〇〇」を「一五二、六〇〇」に、「四九、〇〇〇」を「四九、九〇〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に、「一九、六〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「四二、七〇〇」を「四三、四〇〇」に、「八〇、三〇〇」を「八二、七〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇」に、「三七、一〇〇」を「三七、七〇〇」に、「五三、五〇〇」を「五四、四〇〇」に、「一〇〇、三〇〇」を「一〇二、一〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一八、六〇〇」を「一八九、九〇〇」に、「二六、三〇〇」を「二六、七〇〇」に、「五〇、五〇〇」を「五一、四〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二四、三〇〇」に、「一九、七〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「三七、三〇〇」を「三七、九〇〇」に、「三一、八〇〇円」を「三一、三〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、

五、九〇〇
-------

を

六、〇〇〇
-------

に、「六八、〇〇〇円」を「六九、二〇〇円」に、「二二、九〇〇」を「二二、三〇〇」に、「一三、九〇〇円」を「一四、一〇〇円」に、

一三、九〇〇
--------

を

一四、一〇〇
--------

に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表愛知県文化情報センターの項中「五一、八〇〇」を「五一、七〇〇」に、「六九、一〇〇」を「七〇、三〇〇」に、「一七一、一〇〇」を「一七四、二〇〇」に、「三二、九〇〇」を「三三、三〇〇」に、「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「一六、一〇〇」を「一六、三〇〇」に、「八九、九〇〇」を「九、〇〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、三〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、

九、一〇〇
-------

を

九、二〇〇
-------

に、「二二、二〇〇」を「二二、四〇〇」に、「三〇、五〇〇」を「三一、〇〇〇」に、「六、二〇〇」を「六、三〇〇」に、「七、三〇〇」を「七、四〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に、「二四、三〇〇」を「二四、七〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「八、一〇〇」を「八、二〇〇」に、「二〇、二〇〇」を「二〇、五〇〇」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、二〇〇円」に改める。

(愛知県医療療育センター条例の一部改正)

第九条 愛知県医療療育センター条例(平成三十年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部改正)

第十条 あいち健康の森健康科学総合センター条例(平成九年愛知県条例第三号)の一部を次の

ように改正する。

別表第一評価料の項中「一五、一〇〇円」を「一五、三〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、八〇〇円」に改め、同表受講料の項中「一六、四〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表運動施設使用料の項中「七、七〇〇」を「七、八〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表料理実習室使用料の項中「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「一六、九〇〇」を「一七、二〇〇」に、「四二、〇〇〇」を「四二、七〇〇」に、「五、五〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表ホール使用料の項中「八八、九〇〇」を「九〇、五〇〇」に、「一一八、五〇〇」を「一二〇、六〇〇」に、「二九三、八〇〇」を「二九九、二〇〇」に、「三九、四〇〇」を「四〇、一〇〇」に、「二九、六〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「三九、六〇〇」を「四〇、三〇〇」に、「九七、九〇〇」を「九九、七〇〇」に、「一三三、一〇〇」を「一三三、三〇〇」に改め、同表会議室等使用料の項中「六、七〇〇」を「六、八〇〇」に、「一六、七〇〇」を「一七、〇〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、四〇〇」に、「一〇、九〇〇」を「一一、一〇〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六〇〇」に、「三六、〇〇〇」を「三六、六〇〇」に改め、同表宿泊室使用料の項中「五、五〇〇」を「五、六〇〇」に、「七、五〇〇」を「七、六〇〇」に、「七、七〇〇」を「七、八〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「一七、三〇〇」を「一七、六〇〇」に改め、同表展示室使用料の項中「一〇、二〇〇」を「一〇、三〇〇」に改め、同表附属設備使用料の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改める。

(愛知県産業労働センター条例の一部改正)

第十一条 愛知県産業労働センター条例(平成十八年愛知県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表ホール使用料の項中「三九、〇〇〇」を「三九、七〇〇」に、「七二、〇〇〇」を「七三、三〇〇」に、「六六、八〇〇」を「六八、〇〇〇」に、「一七七、八〇〇」を「一八一、〇〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「四八、八〇〇」を「四九、七〇〇」に、「九〇、〇〇〇」を「九一、六〇〇」に、「八三、六〇〇」を「八五、一〇〇」に、「三三三、四〇〇」を「三三六、四〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「一七、三〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、五〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「二〇、五〇〇」を「二〇、八〇〇」に、「五六、四〇〇」を「五七、三〇〇」に、「一五、四〇〇」を「一五、六〇〇」に、「一九、六〇〇」を「二〇、一〇〇」に、「三五、七〇〇」を「三六、一〇〇」に、「七〇、七〇〇」を「七二、八〇〇」に改め、同表展示場使用料の項中「三三七、六〇〇」を「三四二、〇〇〇」に、「一九、八〇〇」を「二〇、一〇〇」に、「一九七、〇〇〇」を「二〇二、五〇〇」に、「二

四、七〇〇」を「三五、一〇〇」に、「三七、八〇〇」を「三八、五〇〇」に、「四七、三〇〇」  
 を「四八、一〇〇」に、「一一五、六〇〇」を「一一七、七〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、  
 七〇〇」に、「一四四、五〇〇」を「一四七、一〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」  
 に、「三八、〇〇〇」を「三八、五〇〇」に、「三五、〇〇〇」を「三五、六〇〇」に、「三四、  
 六〇〇」を「三八、七〇〇」に、「一八、七〇〇」を「一九、〇〇〇」に、「三八〇、八〇〇」  
 を「三八六、〇〇〇」に、「三三、四〇〇」を「三三、八〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、  
 一〇〇」に、「二九、七〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「八九、三〇〇」を「九〇、九〇〇」に、  
 「七、四〇〇」を「七、五〇〇」に、「一一一、七〇〇<sup>九、三〇〇</sup>」を「一一三、七〇〇<sup>九、四〇〇</sup>」に、「二二、六  
 〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に改め、同表会議室使用料  
 の項中「四四、一〇〇」を「四四、九〇〇」に、「五八、八〇〇」を「五九、八〇〇」に、「一  
 一七、六〇〇」を「一一九、六八〇」に、「一四、七〇〇」を「一四、九〇〇」に、「五五、二  
 〇〇」を「五六、二〇〇」に、「七三、六〇〇」を「七四、九〇〇」に、「一四七、二〇〇<sup>一八、四〇〇</sup>」を  
 「一四九、八四〇<sup>一八、七〇〇</sup>」に、「三九、三〇〇」を「三九、八〇〇」に、「三九、〇〇〇」を「三九、  
 七〇〇」に、「七八、〇八〇」を「七九、四四〇」に、「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に、「三  
 六、七〇〇」を「三七、三〇〇」に、「四八、九〇〇」を「四九、八〇〇」に、「九七、八四〇」  
 を「九九、五二〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、四〇〇」に、「三二、八〇〇」を「三三、  
 二〇〇」に、「三〇、四〇〇」を「三〇、九〇〇」に、「六〇、八〇〇<sup>七、六〇〇</sup>」を「六一、八四〇<sup>七、七〇〇</sup>」に、  
 「二八、六〇〇」を「二九、一〇〇」に、「三八、二〇〇」を「三八、九〇〇」に、「七六、三  
 二〇」を「七七、六八〇」に、「九、五〇〇」を「九、六〇〇」に、「一八、六〇〇<sup>一一、五〇〇</sup>」を  
 「一八、七〇〇<sup>八、七〇〇</sup>」に、「三三、九六〇」を「三三、二八〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇  
 〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六〇〇」に、「三八、八〇〇」を「三九、二八〇」に、  
 「八、〇〇〇」を「八、一〇〇」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「二二、二八〇」  
 を「二二、五一〇」に、「一〇、一〇〇」を「一〇、二〇〇」に、「三三、五〇〇」を「三三、  
 七〇〇」に、「三六、九六〇」を「三七、二八〇」に、「六、七〇〇<sup>六、七〇〇</sup>」を「六、八〇〇<sup>六、八〇〇</sup>」に、「一  
 七、九二〇」を「一八、一六〇」に、「三五、四〇〇」を「三六、〇〇〇」に、「四七、三〇〇」  
 を「四八、一〇〇」に、「九四、四八〇」を「九六、〇八〇」に、「二二、八〇〇」を「二二、  
 〇〇〇」に、「四四、四〇〇」を「四五、二〇〇」に、「五九、二〇〇」を「六〇、二〇〇」に、  
 「一八、四〇〇」を「二〇、四八〇」に、「一四、八〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「二七、

四〇〇」を「二七、九〇〇」に、「三六、六〇〇」を「三七、二〇〇」に、「七三、一一〇」を「七四、四〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、二〇〇」に、「三四、一一〇」を「三四、八〇〇」に、「四五、六〇〇」を「四六、四〇〇」に、「九一、二〇〇」を「九二、八〇〇」に、「一一、四〇〇」を「一一、六〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一六、八〇〇」を「一七、一〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、一六〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「三五、三六〇」を「三五、六八〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に、「一六、〇〇〇」を「一六、二〇〇」に、「三一、〇〇〇」を「三一、四八〇」に、「八、三〇〇」を「八、四〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「三三、一六〇」を「三三、四八〇」に、「一〇、四〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「二三、九〇〇」を「二四、一〇〇」に、「二七、七六〇」を「二八、〇八〇」に改め、同表附属設備使用料の項中「五一、四〇〇円」を「五一、三〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

(愛知県技術開発交流センター条例の一部改正)

第十二条 愛知県技術開発交流センター条例(昭和三十九年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表ホール使用料の項中「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三五〇〇」に、「三三、六〇〇」を「三四、二〇〇」に改め、同表会議室使用料の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、二〇〇」に、「一三、一〇〇」を「一三、五〇〇」に改め、同表研修室使用料の項中「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、二〇〇」に、「二七、五〇〇」を「二八、〇〇〇」に、「一三、四〇〇」を「一三、六〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に改める。

(愛知県レクリエーション施設条例の一部改正)

第十三条 愛知県レクリエーション施設条例(昭和三十九年愛知県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三愛知県森林公園の項中「三、四〇〇」を「三、四六〇」に、「五、五九〇」を「五、六九〇」に、「六、七九〇円」を「六、九一〇円」に、「一一、一九〇円」を「一一、三九〇円」に、「一、七〇〇」を「一、七三〇」に、「二、七九〇」を「二、八四〇」に、「九、二〇〇」を「九、三〇〇」に、「一四、一〇〇」を「一四、三〇〇」に改め、同表愛知県民の森の項中「六、九〇〇」を「七、〇〇〇」に、「六、三〇〇」を「六、四〇〇」に、「五、六〇〇」を「五、七〇〇」に、「五、九〇〇」を「六、〇〇〇」に、「七、四〇〇」を「七、五〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に改める。

(あいち海上の森条例の一部改正)

第十四条 あいち海上の森条例(平成十八年愛知県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表工作室使用料の項中「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に改める。

(愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部改正)

第十五条 愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例(平成十二年愛知県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県都市公園条例の一部改正)

第十六条 愛知県都市公園条例(昭和三十二年愛知県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号ただし書及び第三号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一熱田神宮公園の項中「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「二三、〇〇〇」を「二三、二〇〇」に、「一九、七〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表尾張広域緑道の項中「五、五〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表新城総合公園の項中「八、七〇〇」を「八、八〇〇」に改め、同表あいち健康の森公園の項中「七、七〇〇」を「七、八〇〇」に改め、同表愛・地球博記念公園の項中「一四、一〇〇」を「一四、三〇〇」に、「一七、〇〇〇」を「一七、三〇〇」に、「七一、四〇〇」を「七二、七〇〇」に、「八五、七〇〇」を「八七、二〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「二一、八〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「四九、三〇〇」を「五〇、二〇〇」に、「五九、三〇〇」を「六〇、三〇〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「三四、六〇〇」を「三五、〇〇〇」に、「一九、六〇〇」を「三〇、一〇〇」に、「八、七〇〇」を「八、八〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「四三、九〇〇」を「四四、七〇〇」に、「五二、七〇〇」を「五三、六〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一四、四〇〇」を「一四、六〇〇」に、「九、五〇〇」を「九、六〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、八〇〇」に、「一〇、六〇〇」を「一〇、七〇〇」に改める。

(愛知県道路占用料条例の一部改正)

第十七条 愛知県道路占用料条例(昭和三十二年愛知県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例の一部改正)

第十八条 愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例(平成八年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表定期駐車 of 項中「二二、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に改める。

(愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第十九条 愛知県流水占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十三号)の一部を次のように改正する。



第二条第一項、第二項第二号及び第三項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第二十条 愛知県海岸占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県港湾管理条例の一部改正)

第二十一条 愛知県港湾管理条例(昭和二十九年愛知県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二岸壁(大型船用棧橋及び大型船用浮棧橋を含む。)の項中「三・五」を「三・五六」に、「七〇・二」を「七一・五」に、七を七・二に改め、同表係船浮標の項中「一・三八」を「一・四」に改め、同表物揚場(小型船用棧橋を含む。)の項中「七〇・二」を「七一・五」に改め、同表浮棧橋(大型船用浮棧橋を除く。)の項中三、三〇〇を三、三五〇に、「三、三〇〇円」を「三、三五〇円」に、「六六〇円」を「六七〇円」に改め、同表荷さばき地の項中「四・八九」を「四・九八」に、「三・七九」を「三・八六」に、「二・四四」を「二・四八」に改め、同表上屋の項中「三三・二六」を「三三・六九」に、「三四・八九」を「三五・五三」に、「八・六四」を「八・八」に、「二二・九六」を「二三・二」に、「三七二・二六」を「三七九・一五」に、「二四〇・四」を「二四三」に改め、同表野積場の項中「七・九三」を「八・〇七」に、「四・八九」を「四・九八」に、「三・七九」を「三・八六」に、「二・四四」を「二・四八」に、「二一八・九五」を「二二一・二五」に、「七三・四四」を「七四・八」に、「五六・九三」を「五七・九八」に、「三六・七二」を「三七・四」に改め、同表給水施設の項中「一六二円」を「一六五円」に、「二四三円」を「二四七・五円」に、「三三四円」を「三三〇円」に改め、同表泊地の項中三、一〇〇を三、一五〇に「三、一〇〇円」を「三、一五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「三二六」を「三三〇」に、「五四〇」を「五五〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表水面木材整理場の項中「〇・八」を「〇・八一」に、「二七・二八」を「二七・六」に改め、同表貯木場の項中「〇・九五」を「〇・九六」に、「一・六」を「一・六二」に、「二九・一六」を「二九・七」に改める。

別表第三係留施設の項中「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二三、一〇〇」に、「一八、三〇〇」を「一八、六〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、一〇〇」に

「三九、一〇〇」を「三九、六〇〇」に、「三四、五〇〇」を「三五、一〇〇」に、「三九、九〇〇」を「四〇、六〇〇」に改め、同表野積場の項中「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「一一、九〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一八、三〇〇」を「一八、六〇〇」に、「三三、七〇〇」を「三四、一〇〇」に、「三九、一〇〇」を「三九、六〇〇」に、「三四、五〇〇」を「三五、一〇〇」に、「三九、九〇〇」を「四〇、六〇〇」に改め、同表船舶保管施設の項中「二〇、〇〇〇」を「二〇、三〇〇」に改め、同表荷役機械の項中「三〇、八〇〇」を「三一、三〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、四〇〇」に改める。

別表第四軌道走行式荷役機械の項中「五九、四〇〇」を「六〇、五〇〇」に改め、同表荷さばき地の項中「四・八九」を「四・九八」に改め、同表野積場の項中「七・九三」を「八・〇七」に、「四・八九」を「四・九八」に、「三・七九」を「三・八六」に、「二一八・九五」を「二二一・一五」に、「七三・四四」を「七四・八」に、「五六・九三」を「五七・九八」に改める。

(愛知県漁港管理条例の一部改正)

第二十二條 愛知県漁港管理条例(昭和三十四年愛知県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一形原漁港の項中 

四、三〇〇
-------

 を 

四、三五〇
-------

 に、「四、三〇〇円」を「四、三五〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に改め、同表豊浜漁港の項及び三谷漁港の項中 

三、一〇〇
-------

 を 

三、一五〇
-------

 に、「三、一〇〇円」を「三、一五〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に改める。

別表第二岸壁及び物揚場の項中「七〇・二」を「七一・五」に改め、同表泊地の項中「八六・四」を「八八」に、「二二九・六」を「二三二」に、「二二六」を「二三〇」に、「五四〇」を「五五〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表漁具干場及び野積場の項中「一・九三」を「一・九六」に、「二七」を「二七・五」に改める。

(愛知県入港料条例の一部改正)

第二十三條 愛知県入港料条例(昭和五十二年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二内航船舶の項中「一・一八」を「一・二」に改める。

(愛知県港湾占用料等徴収条例の一部改正)

第二十四條 愛知県港湾占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号及び第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

第二十五條 愛知県漁港土砂採取料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第一項及び第二項第二号中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二十六条 愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和五十五年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「百分の八」を「百分の十」に改める。

第九条第一項第三号中「百分の八」を「百分の十」に改め、同条第二項及び第三項各号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二十七条 愛知県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年愛知県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二診療料の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表宿泊施設使用料の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改める。

別表第三文書手数料の項中「一、七四〇」を「一、七七〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「三、三九〇」を「三、四五〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇三〇」に改め、同表複写手数料の項中「一、〇二〇」を「一、〇三〇」に、「九二〇」を「九三〇」に、「八二〇」を「八三〇」に、「七二〇」を「七三〇」に、「六一〇」を「六二〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改め、同表医師面談手数料の項中「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に改める。

(愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正)

第二十八条 愛知県体育施設及び社会教育施設条例(昭和四十六年愛知県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県体育館の項中「三三、四〇〇」を「三四、〇〇〇」に、「三八、三〇〇」を「三九、〇〇〇」に、「四八、三〇〇」を「四九、一〇〇」に、「一〇一、七〇〇」を「一〇三、五〇〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に、「四二、四〇〇」を「四三、一〇〇」に、「四八、七〇〇」を「四九、六〇〇」に、「六一、四〇〇」を「六一、五〇〇」に、「二九、二〇〇」を「三一、五〇〇」に、「二〇、七〇〇」を「二一、〇〇〇」に、「一〇三、五〇〇」を「一〇七、二〇〇」に、「二七一、七〇〇」を「二七六、七〇〇」に、「三〇五、八〇〇」を「三一、四〇〇」に、「六一、〇〇〇」を「六一、三〇〇」に、「一〇一、一〇〇」を「一〇一、九〇〇」に、「三四〇、一〇〇」を「三四六、三〇〇」に、「三五五、四〇〇」を「三六一、九〇〇」に、「七八一、五〇〇」を「七九五、九〇〇」に、「一三五、二〇〇」を「一三七、七〇〇」に、「九、九〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「二二、七〇〇」を「二二、九〇〇」に、「三三、九〇〇」を「三三、五〇〇」に、「四一、七〇〇」を「四二、四〇〇」に、「一〇二、三〇〇」を「一〇四、一〇〇」に、「一五、三〇〇」を「一五、五〇〇」に、「五八、三〇〇」を「五九、三〇〇」に、「六七、〇〇〇」を「六八、二〇〇」に

「一四四、一〇〇」を「一四六、七〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「三六、八〇〇円」を「三七、四〇〇円」に、「六五、九〇〇」を「六七、一〇〇」に改め、同表愛知県スポーツ会館の項中「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、四〇〇」に、「七、六〇〇」を「七、七〇〇」に、「八、七〇〇」を「八、八〇〇」に、「一六、三〇〇」を「一六、六〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に改め、同表愛知県武道館の項中「一六、九〇〇」を「一七、二〇〇」に、「二一、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「二八、四〇〇」を「二八、九〇〇」に、「五六、九〇〇」を「五七、九〇〇」に、「一九、四〇〇」を「一九、七〇〇」に、「二七、三〇〇」を「二七、八〇〇」に、「三四、六〇〇」を「三五、二〇〇」に、「六九、三〇〇」を「七〇、五〇〇」に、「八、六〇〇」を「八、七〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、〇〇〇」に、「一四、一〇〇」を「一四、三〇〇」に、「 $\frac{一九六〇〇}{一三六〇〇}$ 」を「 $\frac{一九七〇〇}{一三八〇〇}$ 」に、「一七、四〇〇」を「一七、七〇〇」に、「七、〇〇〇」を「七、一〇〇」に、「 $\frac{六九〇〇}{八七〇〇}$ 」を「 $\frac{七〇〇〇}{八八〇〇}$ 」に、「一七、五〇〇」を「一七、八〇〇」に、「五八、三〇〇」を「五九、三〇〇」に、「六六、四〇〇」を「六七、六〇〇」に、「八四、〇〇〇」を「八五、五〇〇」に、「一七五、四〇〇」を「一七八、六〇〇」に、「一九、一〇〇」を「一九、六〇〇」に、「六九、八〇〇」を「七一、〇〇〇」に、「七九、七〇〇」を「八一、一〇〇」に、「一〇一、一〇〇」を「一〇二、九〇〇」に、「一一一〇、七〇〇」を「一一四、六〇〇」に、「一三四、四〇〇」を「一三八、七〇〇」に、「一六六、二〇〇」を「一七一、一〇〇」に、「一三七、八〇〇」を「一四四、〇〇〇」に、「七〇三、四〇〇」を「七一六、四〇〇」に、「一一六、六〇〇」を「一二八、七〇〇」に、「一八〇、五〇〇」を「一八五、六〇〇」に、「三三〇、一〇〇」を「三三六、一〇〇」に、「四〇五、〇〇〇」を「四二二、五〇〇」に、「八四四、二〇〇」を「八五九、八〇〇」に、「一三九、六〇〇」を「一四二、一〇〇」に、「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「九、二〇〇」を「九、三〇〇」に、「一一、六〇〇」を「一一、八〇〇」に、「一三、三〇〇」を「一三、七〇〇」に、「八、二〇〇」を「八、三〇〇」に、「一一、一〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一三、九〇〇」を「一四、一〇〇」に、「二七、八〇〇」を「二八、三〇〇」に、「一〇、三〇〇」を「一〇、四〇〇」に、「三五、一〇〇」を「三五、七〇〇」に、「 $\frac{一二五〇〇}{一六六〇〇}$ 」を「 $\frac{一二七〇〇}{一六九〇〇}$ 」に、「三〇、九〇〇」を「三一、二〇〇」に、「四二、一〇〇」を「四二、八〇〇」に、「六、一〇〇」を「六、二〇〇」に、「一一〇、一〇〇」を「一一〇、四〇〇」に改め、同表愛知県二宮総合運動場の項中「四三、九〇〇」を「四四、七〇〇」に、「六五、九〇〇」を「六七、一〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、五〇〇」に、「二二、九〇〇」を「二二、三〇〇」に、「六、三〇〇」を「六、四〇〇」に、「一〇、四〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「九、八〇〇」を「九、九〇〇」に、「一七

四〇〇」を「一七、七〇〇」に、「二三、一〇〇」を「二三、三〇〇」に、「八、八〇〇」を「八、九〇〇」に改め、同表愛知県口論議運動公園の項中「七、五〇〇」を「七、六〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に、「三、八〇〇」を「三、〇〇〇」に、「一九、二〇〇」を「一九、五〇〇」に、「九、六〇〇」を「九、七〇〇」に、「二三、一〇〇」を「二三、三〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三九、四〇〇」を「四〇、一〇〇」に、「一一、七〇〇」を「一一、九〇〇」に、「二一、二〇〇」を「二一、五〇〇」に、「三二、四〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「一〇、二〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「二五、八〇〇」を「二六、〇〇〇」に、「六、五〇〇」を「六、六〇〇」に、「九、七〇〇」を「九、八〇〇」に、「六、六〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表愛知県総合射撃場の項中「三九、八〇〇」を「四〇、五〇〇」に、「六八、四〇〇」を「六九、六〇〇」に、「四一、二〇〇」を「四一、九〇〇」に、「七〇、四〇〇」を「七一、七〇〇」に、「三二、九〇〇」を「三三、五〇〇」に、「五六、三〇〇」を「五七、三〇〇」に、「一八、一〇〇」を「一八、四〇〇」に改め、同表愛知県青年の家の項中「九、一〇〇」を「九、二〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、四〇〇」に、「七、二〇〇」を「七、三〇〇」に、「一七、八〇〇」を「一八、一〇〇」に、「三三、九〇〇」を「三四、三〇〇」に、「六、〇〇〇」を「六、一〇〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に改め、同表愛知県美浜少年自然の家の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「六、六〇〇」を「六、七〇〇」に改め、同表愛知県旭高原少年自然の家の項中「六、八〇〇」を「六、九〇〇」に、「六、四〇〇」を「六、五〇〇」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- (愛知県奥三河総合センター条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者(次項に規定する者を除く。)からは、この条例(第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第二十一条、第二十二條及び第二十八條の規定に限る。以下この項において同じ。)による改正前の各条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該公の施設の利用に係るこの条例による改正後の各条例に定める額の使用料を徴収することができる。
  - 3 この条例の公布の日前に施行日以後の公の施設の利用の許可を受けた者の当該公の施設の利用に係る使用料の額については、この条例(第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十三条及び第二十八條の規定に限る。)による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に施行日以後の愛知県豊橋駅西地下駐車場の定期駐車に係る駐車料金を徴収する場  
合においては、第十八条の規定による改正前の愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等  
に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前においても当該定期駐車に係る同条の規定に  
よる改正後の愛知県豊橋駅西地下駐車場の駐車料金の徴収等に関する条例別表に定める額の駐  
車料金を徴収することができる。

(愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前から継続して給水を受けている者に係る平成三十一年十月分の水道料金については、  
第二十六条の規定による改正後の愛知県公営企業の設置等に関する条例第八条の規定にかかわ  
らず、なお従前の例による。

展示会産業振興基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第五号

#### 展示会産業振興基金条例

(設置)

第一条 展示会産業の振興に必要な財源を確保するため、展示会産業振興基金(以下「基金」と  
いう。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れ  
なければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない  
い。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め  
て、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めると  
ころにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、展示会産業の振興のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六号

森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林の整備及びその促進に関する施策に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる金額は、譲与を受けた森林環境譲与税の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金への繰入れ)

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

(運用)

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する施策のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県局設置条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七号

愛知県局設置条例

愛知県部局設置条例(平成十一年愛知県条例第四十八号)の全部を改正する。

## (設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。

政策企画局

総務局

人事局

防災安全局

県民文化局

環境局

福祉局

保健医療局

経済産業局

労働局

観光コンベンション局

農業水産局

農林基盤局

建設局

都市整備局

建築局

スポーツ局

## (所掌事務)

第二条 政策企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 県の重要な政策の総合的な企画調整に関する事項
- 二 国際化の推進に関する事項
- 三 秘書、広報及び広聴に関する事項

2 総務局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 県行政の運営一般に関する事項
- 二 組織に関する事項
- 三 議会に関する事項
- 四 予算、税その他財務に関する事項
- 五 情報化の推進に関する事項
- 六 市町村その他公共団体の行政一般及び地域振興に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、他の局の主管に属しない事項

3 人事局は、職員に関する事務をつかさどる。



## 4 防災安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 危機管理に関する事項
- 二 消防及び防災対策に関する事項
- 三 高圧ガス等の保安に関する事項
- 四 安全なまちづくり及び交通安全の推進に関する事項

## 5 県民文化局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費生活に関する事項
- 二 人権に関する事項
- 三 情報公開に関する事項
- 四 統計に関する事項
- 五 文化芸術の振興に関する事項
- 六 私立学校に関する事項
- 七 青少年の健全な育成に関する事項
- 八 男女共同参画社会の形成に関する事項
- 九 民間非営利団体の活動に関する事項
- 十 多文化共生社会の形成に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、県民の諸活動への支援及び県民生活の安定に関する事項

## 6 環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する総合的な企画調整に関する事項
- 二 大気環境、水環境、地盤環境その他の生活環境の保全に関する事項
- 三 自然環境の保全に関する事項
- 四 地球温暖化対策に関する事項
- 五 廃棄物対策に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する事項

## 7 福祉局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会福祉の計画に関する事項
- 二 障害者、高齢者及び児童の福祉に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、社会福祉に関する事項

## 8 保健医療局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健及び医療の計画に関する事項
- 二 健康の増進及び疾病対策に関する事項
- 三 医療体制の整備に関する事項
- 四 母子保健及び精神保健に関する事項
- 五 国民健康保険に関する事項

- 六 環境衛生及び食品の衛生に関する事項
- 七 医薬品の安全性の確保に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、保健及び医療に関する事項
- 9 経済産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 商業、サービス業及び工業の振興に関する事項
  - 二 中小企業の金融に関する事項
  - 三 計量に関する事項
  - 四 新規産業の育成及び地場産業の振興に関する事項
  - 五 工業技術に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、商業、サービス業及び工業に関する事項
- 10 労働局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 労働者の福祉に関する事項
  - 二 職業能力の開発に関する事項
  - 三 雇用に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、労働に関する事項
- 11 観光コンベンション局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 観光に関する事項
  - 二 国際会議等の誘致に関する事項
- 12 農業水産局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 農村の振興に関する事項
  - 二 農業経営及び農業技術に関する事項
  - 三 農産物の生産及び流通に関する事項
  - 四 水産業の振興に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、農業及び水産業に関する事項
- 13 農林基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 農地の保全に関する事項
  - 二 林業の振興に関する事項
  - 三 森林の保全及び緑化に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、農業生産基盤及び林業生産基盤に関する事項
- 14 建設局は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 道路に関する事項
  - 二 水資源対策に関する事項
  - 三 河川及び砂防に関する事項
  - 四 下水道に関する事項

五 港湾に関する事項

六 航空対策に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、社会基盤の整備に関する事項

15 都市整備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 土地対策に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 交通対策に関する事項

四 都市公園に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、都市整備に関する事項

16 建築局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 住宅及び宅地に関する事項

二 建築の指導に関する事項

三 県の施設の整備に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、建築に関する事項

17 スポーツ局は、スポーツに関する事務をつかさどる。

(規則への委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十二の備考(2)中  
 「愛知県部局設置条例(平成11年愛知県条例第48号)」を  
 「愛知県局設置条例(平成31年愛知県条例第7号)」に改め、  
 「及び」部及びを削る。

別表第十三中 「部又は局長の次長」を「局長」に、「部に置かれる局長の長」を「局長」に、「本庁の部長又は」を「困難な業務を行う本庁の」に改め、同表の備考(一)

(1) 中 「愛知県部局設置条例」を「愛知県部局設置条例」に改め、「及び」を削る。

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

3 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一中「(総務部関係)」を削る。
- 別表第二中「(振興部関係)」を削る。
- 別表第三中「(県民文化部関係)」を削る。
- 別表第四中「(防災局関係)」を削る。
- 別表第五中「(環境部関係)」を削る。
- 別表第六中「(健康福祉部関係)」を削る。
- 別表第七中「(産業労働部関係)」を削る。
- 別表第八中「(農林水産部関係)」を削る。
- 別表第九中「(建設部関係)」を削る。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第二号中「総務部」を「総務局」に改める。
- 第四条第一項第一号中「防災局」を「防災安全局」に改め、同項第二号中「環境部」を「環境局」に改め、同項第三号中「健康福祉部」を「保健医療局」に改め、同項第四号中「農林水産部」を「農業水産局」に改める。
- 第六条第一項第二号イ及びロ、第七条第一項第一号並びに第九条第一項第一号及び第二号中「健康福祉部」を「保健医療局」に改める。
- 第十条第一項第一号中「防災局」を「防災安全局」に改める。
- 第十三条第一項第四号中「建設部」を「建設局」に改める。
- 第十四条第一項第一号中「建設部」及び「振興部」を「建設局」に改め、同項第二号及び第

三号中「建設部」を「建設局」に改め、同項第四号中「建設部」を「建築局」に改める。

第十五条第一項第一号中「建設部」を「建設局」に、「又は建設事務所」を「建設事務所に勤務する職員」に改め、「機関に勤務する」を削る。

第二十一条第二項第三号中「防災局」を「防災安全局」に改める。

- 5 職員の特殊勤務手当に関する条例は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成三十一年愛知県条例第十三号）によつてまず改正され、次いで前項の規定によつて改正されるものとする。

（愛知県手数料条例の一部改正）

- 6 愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一（第三条、第七条関係）  
総務部関係」を「別表第一（第三条、第七条関係）」に改める。

別表第二中「別表第二（第三条関係）  
振興部関係」を「別表第二（第三条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三（第三条、第四条関係）  
県民文化部関係」を「別表第三（第三条、第四条関係）」に改める。

別表第三の二中「別表第三の二（第二条、第三条関係）  
防災局関係」を「別表第三の二（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第四中「別表第四（第三条関係）  
環境部関係」を「別表第四（第三条関係）」に改める。

別表第五中「別表第五（第三条関係）  
健康福祉部関係」を「別表第五（第三条関係）」に改める。

別表第六中「別表第六（第二条、第三条関係）  
産業労働部関係」を「別表第六（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第七中「別表第七（第二条、第三条関係）  
農林水産部関係」を「別表第七（第二条、第三条関係）」に改める。

別表第八中「別表第八（第二条、第三条、第六条関係）  
建設部関係」を「別表第八（第二条、第三条、第六条関係）」に改める。

別表第九中「別表第九（第三条関係）  
教育委員会関係」を「別表第九（第三条関係）」に改める。

別表第十中「別表第十（第二条、第三条、第四条関係）  
公安委員会関係」を「別表第十（第二条、第三条、第四条関係）」に改める。

別表第十の二中「別表第十の二(第三条関係) 選挙管理委員会関係」を「別表第十の二(第三条関係)」に改める。

別表第十一中「別表第十一(第二条、第三条、第七条関係) 二以上の部・委員会及び議会共通関係」を「別表第十一(第二条、第三条、第七条関係)」に改める。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第八号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「別表第八土地収用事務の項」の下に「及び所有者不明土地利用円滑化事務の項」を加える。

別表第五病院等検査事務の項を次のように改める。

病院等検査事務	病院検査手数料	実地検査を行う場合	一件につき	四五、〇〇〇
		実地検査を行わない場合	一件につき	一八、〇〇〇
	診療所検査手数料	実地検査を行う場合	一件につき	二五、〇〇〇
		実地検査を行わない場合	一件につき	一〇、〇〇〇
	助産所検査手数料	実地検査を行う場合	一件につき	一九、〇〇〇
		実地検査を行わない場合	一件につき	七、〇〇〇

別表第五介護支援専門員証交付等事務の項中 七〇〇 を

一、八〇〇 に「八、〇〇〇」を「二二、〇〇〇」に改め、同表介護サービス情報

調査等事務の項中「介護サービス情報調査等事務」を「介護サービス情報調査事務」に、「二三、一〇〇」を「二三、五〇〇」に、「二三、七〇〇」を「二四、一〇〇」に

短期入所生活介護、地域着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設入所サービス又は介護予防短期入所生活介護に係るもの	一件につき	二四、二〇〇
--	-------	--------

短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）に係るもの	一件につき	一四、一〇〇
短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）に係るもの	一件につき	一四、一〇〇

を

短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所サービス又は介護予防短期入所生活介護に係るもの	一件につき	一四、七〇〇
短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）に係るもの	一件につき	一四、七〇〇
短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院に係るものに限る。）に係るもの	一件につき	一四、七〇〇
短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院に係るものを除く。）に係るもの	一件につき	一四、七〇〇

に、「三、五〇〇」を

「三、九〇〇」に改め、同表備考第三号中「介護サービス情報調査等事務」を「介護サービス情報調査事務」に改める。

別表第七家畜衛生事務の項中

牛海绵状脳症検査	一頭につき	八、七〇〇
----------	-------	-------

を

牛海绵状脳症検査	死体の保管を伴う場合	一頭につき	八、七〇〇
	死体の保管を	一頭につき	四、五〇〇

に改める。

伴わない場合

別表第八土地収用事務の項の次に次の一項を加える。

<p>土地所有者不明 滑化事務 円明</p>	<p>地域福利増進 事業に係る 申請手数料 裁定</p>		<p>円〇〇の損失の見積額が一〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>二七、〇〇〇</p>	
			<p>一〇〇〇の損失の見積額が二〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>算に四〇〇の損失の補償金を加算した額</p>	
			<p>二〇〇〇の損失の見積額が二〇〇〇円を超え、一〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>算に三〇〇の損失の補償金を加算した額</p>	
			<p>一〇〇〇の損失の見積額が二〇〇〇円を超え、一〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>算に三〇〇の損失の補償金を加算した額</p>	
			<p>二〇〇〇の損失の見積額が二〇〇〇円を超え、一〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>算に二〇〇の損失の補償金を加算した額</p>	
			<p>二〇〇〇の損失の見積額が二〇〇〇円を超え、一〇〇〇円以下の場合につき</p>	<p>算に二〇〇の損失の補償金を加算した額</p>	





建築に二以上の物件を分けて行うおける申請手数料 建築に二以上の物件を分けて行うおける申請手数料		一件につき 一七、〇〇〇	
一時興行場等への使用に係るもの 建築に二以上の物件を分けて行うおける申請手数料	建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく許可に係るもの	一件につき 一六〇、〇〇〇	
申請手数料 建築に二以上の物件を分けて行うおける申請手数料	その他の許可に係るもの	一件につき 一一〇、〇〇〇	に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第五号の改正規定及び別表第八土地収用事務の項の次に一項を加える改正規定 平成三十一年六月一日
- 二 別表第八建築確認等事務の項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日

愛知県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第九号

愛知県県税条例等の一部を改正する条例

（愛知県県税条例の一部改正）

第一条 愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の賦課徴収に関する調査の事務に係る所管区域の特例）

第十五条の三 家屋の床面積が大きいこと等により、納税地を管轄する県税事務所において家屋の取得に対する不動産取得税の賦課徴収に関する調査（滞納処分に関するものを除く。）の事務を行うことが困難であると知事が認めるときは、愛知県名古屋北部県税事務所の徴税吏員は、愛知県行政機関設置条例第三条第二項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該調査の事務を行うことができる。

附則第三十条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

（愛知県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 愛知県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち愛知県県税条例附則第三十条の改正規定中「加える」を「加え、「第六十一条」を「第六十一条第一項並びに第六十一条の二第一項及び第二項」に改める」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

愛知県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十号

愛知県職員定数条例の一部を改正する条例

愛知県職員定数条例（昭和二十四年愛知県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「八、三二七人」を「八、三三七人」に改め、同項第三号中「一、八二六人」を「一、五三八人」に改め、同項第七号中「三七六人」を「三五八人」に改め、同項第八号中「九、二二四人」「九、〇〇七人」「三、二七七人」を「三、二四〇人」に改め、同項第十四号を次のように改める。  
「一、三〇一人」「一、二四七人」

十四 県費負担教職員	{ <table border="0"> <tr><td>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）</td><td>一七、二九二人</td></tr> <tr><td>中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）</td><td>九、七五九人</td></tr> <tr><td>高等学校</td><td>四二人</td></tr> <tr><td>特別支援学校</td><td>三二〇人</td></tr> <tr><td>計</td><td>二七、四〇三人</td></tr> </table>	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一七、二九二人	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、七五九人	高等学校	四二人	特別支援学校	三二〇人	計	二七、四〇三人
		小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一七、二九二人								
		中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、七五九人								
		高等学校	四二人								
		特別支援学校	三二〇人								
計	二七、四〇三人										

第二条第一項末尾の計中「六五、〇二九人」を「六四、九八二人」に改める。

附則第七項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

- 8 第二十回アジア競技大会の開催に関する事務に従事させるため、平成三十九年三月三十一日までの間においては、第二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する定数を超えて知事の事務部局に職員を置くものとする。この場合において、当該職員の定数は、平成三十二年三月三十一日までの間は、三十五人とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三号」を「第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内、第四号」に、「(第一号及び第二号)」を「(第一号から第三号まで)」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二十五万二千二百円（採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものにあつては、四十一万四千八百円）
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額五万八千八百円
- 三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万円
- 四 前三号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二千五百円

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条の表中 「第五条」 を 「第五条第二項」 に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 健康福祉部に所属する麻薬取締員が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する司法警察員として捜査の業務に従事したとき。

第四条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第三号に掲げる場合 勤務一日につき七百五十円

第十条第二項中「六千八百円」を「七千三百円」に改める。

第十八条第二項第四号中「三千六百円」を「二千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十四号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

一 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成十九年愛知県条例第四号）第二条第二項

二 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年愛知県条例第五十七号）第四条第二号

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第十五号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成二十八年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の給与の特例に関する条例

第一条中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に、「百分の五」を「百分の三」に改める。

第二条中「百分の三」を「百分の二」に改める。

第三条中「百分の二」を「百分の一」に改める。

第四条中「百分の三」を「百分の二」に改める。

第五条及び第六条を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

---

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第十六号

愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例

第一条 愛知県国際展示場条例（平成二十八年愛知県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び駐車場・屋外展示等用地」を「、駐車場・屋外展示等用地その他附属設備」に改める。

第三条第一項中「又は駐車場・屋外展示等用地」を「、駐車場・屋外展示等用地その他展示場の附属設備」に改める。

第四条第一項中「特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は」を「空気調和設備を利用するために電力、ガス又は水道を使用する場合を除き、展示ホールの電力、ガス若しくは水道又は駐車場・屋外展示等用地の」に改め、同条第二項中「駐車場として」を「自動車ごとに許可を受けて」に改める。

第七条中「もの」の下に「（以下「指定管理者」という。）」を加える。

第十二条中「及び駐車場・屋外展示等用地」を「、駐車場・屋外展示等用地その他附属設

備」に改める。

第十三条第一項中「特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は」を「空気調和設備を利用するために電力、ガス又は水道を使用する場合を除き、展示ホールの電力、ガス若しくは水道又は駐車場・屋外展示等用地の」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合における同表の規定の適用については、同表中「知事が定める時間帯」とあるのは、「指定管理者が知事の承認を受けて定める時間帯」とする。

附則を削り、本則の次に次の附則を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第七条、第八条第一項、第九条から第十三条まで及び別表の規定は公布の日から、次項から附則第十二項までの規定は愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例（平成三十一年愛知県条例第十六号）の施行の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 知事は、この条例の施行の日前において、この条例の規定の例により、次に掲げる業務を行うことができる。

- 1 第六条第二項の規定により第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

##### 一 第七条各号に掲げる業務

- 3 知事は、この条例の施行の日前において、第七条の規定により指定管理者を指定している場合には、当該指定管理者に、前項の規定により行うことができることとされる業務のうち、同項第二号に掲げる業務を行わせることができる。

- 4 知事は、第八条第一項の規定により最初に公共施設等運営権を設定する日（以下「設定日」という。）の前日までの間、前項の指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 5 前項の場合においては、第三条第一項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第四条第一項の規定は、適用しない。

- 6 第十三条（第二項を除く。）の規定は、附則第四項の規定により指定管理者が收受する利用料金について準用する。この場合において、同条（第二項を除く。）中「公共施設等運営権者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 7 指定管理者は、設定日の前日までの間、前項において読み替えて準用する第十三条第一項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

- 8 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。

い。

9 附則第四項の規定により指定管理者が利用料金を收受した場合には、設定日において公共施設等運営権者が当該收受された利用料金の額の利用料金を收受したものとみなす。

10 附則第六項において読み替えて準用する第十三条第四項の規定により指定管理者が利用料金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期した場合(徴収を延期した場合にあつては、納期限の日が設定日以後の日である場合に限る。)には、設定日において、公共施設等運営権者が、当該免除された利用料金の額の利用料金を免除し、又は当該延期された納期限の日までの間、利用料金の徴収を延期したものとみなす。

11 前二項に定めるもののほか、設定日前に指定管理者が行った利用料金の收受に関する行為は、設定日において公共施設等運営権者が行った利用料金の收受に関する行為とみなす。

12 知事は、附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行の日前においても、附則第二項の規定により行うことができることとされる業務に関し必要な事項を規則で定めることができる。

別表展示ホール使用料の項中「一時間」を「一時間単位で知事が定める時間帯」に、「九三〇〇〇」を「当該時間帯の時間数に九三、〇〇〇円を乗じて得た額」に、「七八、〇〇〇」を「当該時間帯の時間数に七八、〇〇〇円を乗じて得た額」に改め、同表会議室使用料の項中「一時間」を「一時間単位で知事が定める時間帯」に、「一一、五五〇」を「当該時間帯の時間数に一一、五五〇円を乗じて得た額」に、「七、七〇〇」を「当該時間帯の時間数に七、七〇〇円を乗じて得た額」に、「三、八五〇」を「当該時間帯の時間数に三、八五〇円を乗じて得た額」に、「一、〇九〇」を「当該時間帯の時間数に一、〇九〇円を乗じて得た額」に、「六五〇」を「当該時間帯の時間数に六五〇円を乗じて得た額」に改め、同表駐車場・屋外展示等用地使用料の項中「駐車場として」を「自動車ごとに許可を受けて」に改め、同表に次の一項を加える。

料 附 属 設 備 使 用	空 気 調 和 設 備	展 示 ホ ー ル A	一 時 間 に つ き	二 四、六〇〇円以 内 で 知 事 が 定 め る 額
		展 示 ホ ー ル B	一 時 間 に つ き	二 三、〇〇〇円以 内 で 知 事 が 定 め る 額
	音 響 関 係 附 属 設 備	一 日 ご と に 一 回、一 式 又 は 一 点 に つ き	一 四 一、五〇〇円以 内 で 知 事 が 定 め る 額	
	映 像 関 係 附 属 設 備	一 日 ご と に 一 回、一 式 又 は 一 点 に つ き	七 五、〇〇〇円以 内 で 知 事 が 定 め る 額	



広 告 表 示 用 設 備	一 日 ごと に 一 回、一 式 に つ き	一 六 五 〇 〇 円 以 内 で 知 事 が 定 め る 額
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ	一 時 間、一 式 に つ き	五 〇 〇 円 以 内 で 知 事 が 定 め る 額
そ の 他 の 附 属 設 備	一 日 ごと に 一 回、一 式 又 は 一 点 に つ き	五 四、〇 〇 〇 円 以 内 で 知 事 が 定 め る 額

別表備考第一号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。

別表備考第三号及び第四号中「駐車場として」を「自動車ごとに許可を受けて」に改める。

第二条 愛知県国際展示場条例の一部を次のように改正する。

別表展示ホール使用料の項中「九三、〇〇〇円」を「九四、七〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「七九、四〇〇円」に改め、同表会議室使用料の項中「一一、五五〇円」を「一一、七〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表附属設備使用料の項中「二四、六〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四二、二〇〇円」に、「七五、〇〇〇円」を「七六、三〇〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年十月一日から、次項の規定は愛知県国際展示場条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成三十一年十月一日前に同日以後の愛知県国際展示場の展示ホール、会議室又は附属設備の利用の許可を受けた者からは、第二条の規定による改正前の愛知県国際展示場条例の規定にかかわらず、同日前においても当該利用に係る同条の規定による改正後の愛知県国際展示場条例に定める額の使用料を徴収することができる。

(愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例(平成二十九年愛知県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「愛知県国際展示場条例の施行の日」を「愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例(平成三十一年愛知県条例第十六号)の施行の日」に改める。

(改正の順序)

- 4 愛知県国際展示場条例は、前項の規定による改正後の愛知県国際展示場条例の一部を改正する条例附則ただし書に規定する改正規定によつてまず改正され、次いで第一条の規定によつて改正されるものとする。

大気汚染防止法第四条第一項に基づき排出基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十七号

大気汚染防止法第四条第一項に基づき排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法第四条第一項に基づき排出基準を定める条例(昭和四十八年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一名古屋地域に係る上乗せ排出基準の表備考第二号及び別表第二の二名古屋地域以外の地域に係る上乗せ排出基準の表備考第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「行なう」を「行う」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十八号

県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

県民の生活環境の保全等に関する条例(平成十五年愛知県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二第二項第三号中「(平成十四年法律第五十三号)」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

第四十条第一項中「前条第二項」を「第三十九条の二第二項」に改め、同条第二項中「同条第三項若しくは同法」を「同法第三条第八項、第四条第三項若しくは」に改める。

第四十五条の二第二項中「者」の下に「(同法第二十七条の五の協議をしようとする同条に規定する国等を含む。)」を、「当該申請」の下に「又は協議」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十九号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成二十四年愛知県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十四号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第六中四十八の項を五十の項とし、五の項から四十七の項までを二項ずつ繰り下げ、四の項を五の項とし、同項の次に次の一項を加える。

六 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第二十六条の規定により民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること（民生委員協議会に関する費用にあつては、会長に係るものに限る。）。

瀬戸市、半田市、春日井市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、長久手

	市、豊山町、 大口町、扶桑 町、阿久比町、 東浦町、南知 多町、美浜町、 武豊町、幸田 町、設楽町、 東栄町及び豊 根村
--	--

別表第六中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、同表の一の項中「昭和二十二年法律第百六十四号。」を削り、同項を同表の二の項とし、同項の前に次の一項を加える。

<p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十条の規定により児童委員に関する費用を交付すること。</p>	瀬戸市、半田 市、春日井市、 碧南市、刈谷 市、安城市、 西尾市、蒲郡 市、常滑市、 小牧市、稲沢 市、東海市、 大府市、知多 市、知立市、 尾張旭市、高 浜市、豊明市、 日進市、田原 市、愛西市、 清須市、北名 古屋市、みよ し市、長久手 市、豊山町、 大口町、扶桑 町、阿久比町、 東浦町、南知 多町、美浜町、 武豊町、幸田 町、設楽町、 東栄町及び豊 根村
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県事務処理特例条例の規定は、平成三十一年度以後の年度分の同条例別表第六の一の項及び六の項に規定する費用に係るこれらの項の上欄に掲げる事務の処理について適用する。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十一号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年愛知県条例第九号)の一部を次のように改正する。

本則の表一宮市の区域の項中「五一六人」を「五一九人」に改め、同表瀬戸市の区域の項中「二五五人」を「二五六人」に改め、同表刈谷市の区域の項中「二五七人」を「二六〇人」に改め、同表安城市の区域の項中「二二七人」を「二二三人」に改め、同表西尾市の区域の項中「二二三人」を「二二九人」に改め、同表犬山市の区域の項中「二二八人」を「二三〇人」に改め、同表常滑市の区域の項中「九二人」を「九四人」に改め、同表江南市の区域の項中「二四五人」を「二四六人」に改め、同表小牧市の区域の項中「一九五人」を「二〇〇人」に改め、同表稲沢市の区域の項中「二〇八人」を「二〇九人」に改め、同表東海市の区域の項中「二四〇人」を「二四三人」に改め、同表大府市の区域の項中「二四六人」を「二四八人」に改め、同表尾張旭市の区域の項中「二二八人」を「二三〇人」に改め、同表北名古屋市の区域の項中「一〇六人」を「一〇七人」に改め、同表弥富市の区域の項中「六八人」を「七二人」に改め、同表あま市の区域の項中「一〇五人」を「一〇六人」に改め、同表丹羽郡扶桑町の区域の項中「四一人」を「四三人」に改め、同表海部郡大治町の区域の項中「二九人」を「三一人」に改め、同表知多郡東浦町の区域の項中「七一人」を「七四人」に改め、同表知多郡美浜町の区域の項中「四三人」を「四五人」に改め、同表額田郡幸田町の区域の項中「四一人」を「四六人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十二号

子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策基金条例(平成二十一年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十二年六月三十日」を「平成三十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十三号

愛知県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例

愛知県障害者差別解消推進条例（平成二十七年愛知県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第七号に規定する事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第九条第三項中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

6 第一項及び第二項の規定は、障害者及びその家族その他の関係者が法第七条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受けたと認める場合について準用する。この場合において、第一項中「助言、あつせん又は指導」とあるのは、「あつせんその他の措置」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「前条第二項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第二十四号

愛知県医療療育センター条例の一部を改正する条例

愛知県医療療育センター条例（平成三十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。別表第二愛知県三河青い鳥医療療育センターの項中「小児科」の下に「、皮膚科」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

---

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十五号

## 国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

## 愛知県条例第二十六号

## 愛知県地域医療確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛知県地域医療確保修学資金貸与条例（平成二十年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公的医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関（独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが開設する病院を含む。）をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる医療機関」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関
- 二 独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが開設する病院
- 三 医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人が開設する医療機関

第二条中「であつて」を「（卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度により、入学（編入学及び転入学を除く。以下同じ。）をした者に限る。）であつて」に、「公的医療機関」を「前条各号に掲げる医療機関」に改める。

第三条第一項中「（編入学及び転入学を除く。）」を削る。

第八条第四項中「のうち二年の期間」を「（当該研修を指定医療機関以外の医療機関において受けた期間がある場合において、その期間が二年を超えるときは、その期間については、二年とする。）」に改める。

## 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第二十七号

中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十四年愛知県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「第二百二十八条第一項」を「第二百三十五条第一項」に、「第二百二十七条第二項」を「第二百三十四条第二項」に改め、同号ロ中「第二百三十三条第一号」を「第二百四十条第一号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第二十八号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例の一部を改正する条例

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成十四年愛知県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県労働者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

#### 愛知県条例第二十九号

愛知県労働者福祉施設条例の一部を改正する条例



愛知県労働者福祉施設条例（昭和三十九年愛知県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一愛知県立名古屋高等技術専門校から愛知県立東三河高等技術専門校までの項中

愛知県立岡崎高等技術専門校	岡 崎 市
愛知県立一宮高等技術専門校	一 宮 市
愛知県立産業高等技術専門校	瀬 戸 市
愛知県立高浜高等技術専門校	高 浜 市

を

愛知県立岡崎高等技術専門校	岡 崎 市
---------------	-------

に改める。

別表第二高等技術専門校の項中「二、三〇〇円以内で知事が定める額」を「一訓練課程一時間につき三四〇円以内で知事が定める額を乗じて得た額」に、「一式」を「一台」に、「三五〇円」を「四〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（愛知県手数料条例の一部改正）

- 2 愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第六高等技術専門校入校検定事務の項中

「高等技術専門校入校検定事務  
 愛知県立名古屋高等技術専門校  
 愛知県立岡崎高等技術専門校  
 愛知県立東三河高等技術専門校」

を

「高等技術専門校入校検定事務」に改める。

愛知県レクリエーション施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十号

愛知県レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

愛知県レクリエーション施設条例（昭和三十九年愛知県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二愛知県森林公園の項中

会議室		午後	後前	四三	三一〇〇
使用料					三〇〇〇
会議室	会	午後	後前	四三	三一〇〇
使用料	議				三〇〇〇
	室	午後	後前	三二	四〇〇〇
	多目的利用室				二〇〇〇

を  
に改め、同表愛知

県民の森の項中「又はビデオテープレコーダー」及び「又は二台」を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、別表第二愛知県民の森の項の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県人港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十一号

愛知県人港料条例の一部を改正する条例

愛知県人港料条例（昭和五十二年愛知県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 知事は、次に掲げる船舶が別表第一に掲げる港湾に入港するときは、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間における当該入港に係る人港料の全部を免除することができる。

一 液化天然ガスを燃料とする船舶（当該船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶で、推進機関及び帆装を有しないものを含む。）

二 液化天然ガスを燃料とする船舶に当該船舶の燃料として液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第三十二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二十二條の四第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第五の備考(一)及び別表第十六中  
「小学校」を「小学校又は義務教育学校」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十八条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

